



処 遇 改 善 加 算 に つ い て

令和7年度より、当法人において現行の介護職員処遇改善加算の算定を行っております。

■当該加算算定においては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）の（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること
3. 処遇改善加算に基づく取組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

■「見える化」要件とは

特定処遇加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービス情報公表制度や当法人ホームページを活用して公表することです。この要件に基づいた当法人の取組みは以下の通りです。

≪加算の取得状況≫

当該加算算定に関する要件として以下の取組みを行っています。

【取得する加算】

2025年5月～

事業所名	福祉・介護職員等処遇改善加算
ホームヘルプステーションであい	Ⅰ
ショートステイにしがも	Ⅰ
デイサービスセンターつるさんかめさん	Ⅱ
西賀茂デイサービスセンター	Ⅰ
グループホームほっこり庵	Ⅱ
グループホーム一乗寺ほっこり庵	Ⅰ

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

《入職促進に向けた取り組み》

- ・法人や事業所の運営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催者等による職業魅力度向上の取り組みの実施

《資質の向上やキャリアアップに向けた支援》

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・上位者、担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

《両立支援・多様な働き方の推進》

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児所施設の設置
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、一週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で取得状況を定期的に確認し、身近な上司からの積極的な声かけを行っている

《腰痛を含む心身の健康管理》

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

《生産性向上のための業務改善の取り組み》

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている
- ・環境の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理、整頓、清掃、清潔、躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境整備。特に間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベットメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う

《やりがい・働きがいの醸成》

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供